

# 塩尻市総合評価落札方式試行要領

平成29年7月1日制定

(趣旨)

第1 この要領は、塩尻市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、建設工事の競争入札を実施する場合に、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるもの

(2) その他必要と認めるもの

(評価の方法)

第3 総合評価落札方式で定める評価は、次のとおりとする。

(1) 総合評価点 価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点

(2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点

(3) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記に定める「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4 市長は、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。

(2) 前号の落札者決定基準に係る意見を聴いた場合において、当該基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において当該落札者を決定しようとするとき。

2 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価技術委員会に依頼することができる。

(落札者決定基準)

第5 市長は、第4の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、塩尻市業者等審査会の審議を経て、落札決定基準を決定するものとする。

(公告)

第6 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 総合評価の落札者決定基準（価格以外の評価項目及び配点）に関すること。

(3) 入札参加申請時及び入札時、又は落札候補者資格審査時に、提出が必要な資料に関すること。

(4) 価格以外の評価結果の公表に関すること。

(5) 価格以外の評価結果に対する疑義照会に関すること。

(価格以外の評価点申請書の提出)

第7 入札参加者は、価格以外の評価点申請書を指定された期間内に提出しなければならない。

2 前項の価格以外の評価点申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(価格以外の評価点の決定)

第8 価格以外の評価点は、入札参加者から提出される価格以外の評価点申請書に基づき採点し、決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9 市長は、第8の規定により決定した価格以外の評価点について、公表するものとする。

2 入札参加者は、前項により公表された日の翌日から2日以内（閉庁日を含まない。）に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項による疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正したときは、修正内容について公表するものとする。

(落札候補者の決定方法)

第10 落札候補者の決定は、次の各号の規定による。

(1) 入札書の開札は、価格以外の評価点を公表する前に行う。

(2) 入札者のうち、次に掲げる事項に該当するものを対象に評価を行う。

ア 入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、塩尻市建設工事の入札における低入札価格調査制度実施要領（以下「要領」という。）第4条に規定する低入札調査基準価格を下回らない者

イ 入札価格が要領第4条に規定する低入札調査基準価格を下回り、かつ、要領第5条の規定により失格とならない者

(3) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の者が2者以上ある場合は、日時、場所を連絡のうえ、当該者によるくじ引きにより決定するものとする。この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(契約の解除)

第11 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽記載等の悪質な行為があったと確認された場合は、契約の解除を行うものとする。

(補則)

第12 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。